

## 焼津市工事費内訳書及び業務費内訳書取扱要領

### 1 趣旨

この要領は、焼津市が発注する建設工事、建設工事関連業務及び役務の提供に係る案件の入札について、入札及び契約における不正行為の排除を徹底するとともに、入札参加者の積算努力の促進と適正な金額での契約の締結等の措置を図るため、工事費内訳書及び業務費内訳書（以下「内訳書」という。）の提出に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 2 対象案件

次の各号のいずれかに該当する案件については、1 回目の入札に限り、内訳書の提出を求めるものとする。

- (1) 建設工事、建設工事関連業務に係る案件
- (2) 役務の提供に係る案件のうち、制限付き一般競争入札で執行する案件（ただし入札公告において提出を求めないこととした案件を除く。）

### 3 内訳書提出対象である旨の周知

- (1) 入札方式を電子入札で行うものにあつては、電子入札システムにおける案件概要において提出対象である旨を周知する。
- (2) 入札方式を電子入札以外で行うものにあつては、入札公告又は入札通知書（共通入札説明書を含む）により提出対象である旨を周知する。

### 4 内容及び様式

#### (1) 内容

当該案件に係る設計書(単抜き)の内訳書に記載されている各項目に対応する金額を表示したもの

#### (2) 様式

- ① 焼津市電子入札運用基準 第 5 号様式その 1 又はその 2
- ② 入札公告等において指定されている場合は、当該指定様式
- ③ 入札参加者の独自様式（様式で規定している記載事項が全て記載されているもので、市が承諾したもの）

### 5 提出時期及び方法

- (1) 入札方式を電子入札で行うものにあつては、電子入札システムにおける入札書提出の際、内訳書追加機能に従い提出するものとする。
- (2) 入札方式を電子入札以外で行うもの又は電子入札で行うものにおいて紙入札の方法により入札を認められた者にあつては、入札書と同時に提出するものとする。

### 6 内訳書及び入札の取り扱い

内訳書及び入札の取り扱いは以下のとおり行う。

- (1) 内訳書は、書換え、引換え又は撤回することはできない。
- (2) 内訳書は返却しない。

- (3) 内訳書に誤字、脱字等の軽微な不備がある場合は、入札心得の規定にかかわらず、無効としないことができる。
- (4) 内訳書が別表中のいずれかに該当する場合については、焼津市競争契約入札心得(建設工事等)及び焼津市競争契約入札心得(役務)(以下「入札心得」という。)の規定により、入札の条件に違反して入札した者の入札として、無効として取り扱うものとする。
- (5) 内訳書が別表中 13 に該当する場合で、入札参加者の責に帰すことが明白な場合以外は、発注者はあらためて内訳書の提出を求めることができる。
- (6) 内訳書の確認によって次の各号に該当する場合は、談合の疑義があるものとして「焼津市の建設工事等の入札における談合情報対応マニュアル」により対応する。
- ① 他の業者の内訳書が添付されたもの
  - ② 手書きで筆跡が同一と判断されるもの
  - ③ その他談合が推測される記載・入力等があるもの

附 則

この取扱いは平成 22 年 6 月 11 日から施行する。

附 則

この取扱いは平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この取扱いは平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 27 年 9 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の焼津市工事費内訳書及び業務費内訳書の規定は、施行日以降に公告又は指名通知を行う案件について適用し、施行日以前に公告又は指名通知を行った案件については、なお従前の例による。

附 則

この取扱いは平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

## 入札(内訳書)無効例

## 別表

	内 容	例 示
1	住所、商号又は名称に不備があり、入札書と同一性が判別できない場合	○内訳書の住所、商号が入札書の住所、商号と著しく異なる場合 ※軽微な誤字、脱字がある場合は除く ※他社の商号などがある場合は談合の疑義ありとして取り扱う
2	案件名に不備があり、入札書と同一性が判別できない場合	○内訳書の案件名が入札書の案件名と著しく異なる場合 ※誤字、脱字等の軽微な不備の場合は除く
3	内訳書の工事(業務)価格が入札金額と端数処理の範囲を超えて大幅に異なる場合	○内訳書の工事(業務)価格が端数処理の範囲(千円以下の端数切りの範囲)を超えて入札金額と著しく異なる場合
4	記載すべき内訳項目が過不足している場合	○単抜き設計書の項目と不一致の場合 ○項目を省略し、一式表示している場合 ※一式表示がやむを得ないと認められる場合は入札公告等で通知する。
5	指定する内訳書と異なる場合	○入札公告等で指定する内訳書が示す記載事項の記載がない場合
6	内訳書の各内訳金額に誤り等があり、内訳書の合計金額と一致しない場合	○内訳書の中に計算間違いがある場合 ※合計の不一致が端数処理程度の場合を除く
7	内訳書の重要な項目(商号又は名称、案件名、内訳項目及び金額等)の全部又は一部の記載がなく、入札書と同一性が判別できない場合	○商号又は名称の全部又は一部の記載がないことにより、入札書と同一性が判断できない場合 ○案件名の全部又は一部の記載がないことにより、入札書と同一性が判断できない場合 ○内訳項目や金額等の全部又は一部の記載がないことにより、入札書と同一性が判断できない場合
8	内訳書とは無関係な書類である場合	○提出された書類が内訳書以外の書類等の場合
9	他の案件の内訳書である場合	○提出された内訳書が別案件の場合
10	白紙である場合	○提出された書類が白紙の場合
11	内訳書の全部又は一部が提出されていない場合	○内訳書が全く提出されていない場合 ○内訳書の一部分が欠落している場合 ○内訳書が数枚にわたる場合等で全てが提出されない場合
12	内訳書が特定できない場合	○複数の内訳書の提出があり、特定できない場合
13	内訳書が電子データの場合で破損等により内容が確認できない場合	○内訳書のファイルが破損等により内容が確認できない場合 (上記の場合で入札者の責に帰さない場合で内訳書の再提出を求めたが提出のない場合を含む)